### 恵那市福祉医療費助成に関する条例の一部改正(案)の概要

#### 1. 条例名

恵那市福祉医療費助成に関する条例

## 2. 改正の概要

現在、市では、15歳の年度末までの子どもに対して、入院、外来の医療費の 自己負担額を助成しています。今回、子育て世帯への経済的支援のひとつとして、 令和4年4月1日より子ども医療の対象年齢を18歳の年度末までとするため、 条例の見直しを行います。

#### 3.改正の内容

子ども医療の対象となる年齢を、15歳年度末までから 18歳年度末までに引き 上げます。

## 4. 改正の理由

- (1)子育て世帯に対する経済的支援について、子ども子育て会議からは、他の 年代に比べて高校生の年代に対する支援が少ないこと、また、教育費の負担が大 きい年代への支援の必要性が指摘されたため。
- (2) 対象年齢を18歳の年度末までにすることにより、支援の少ない年代への支援強化となり、早期の医療機関へ受診することで、健康維持につながるため。

# 5. 募集期間

令和4年1月27日(木曜日)~ 2月10日(木曜日)まで

## 6. お問い合わせ

医療福祉部 社会福祉課

電話番号 0573-26-2111

7r92 0573 - 25 - 7294

電子メール shakaifukushi@city.ena.lg.jp